

根室家畜衛生だより

令和7年(2025年)2月発行

根室家畜伝染病自衛防疫推進協議会
北海道根室家畜保健衛生所

高病原性鳥インフルエンザに嚴重警戒!!

今シーズンは、これまでで最も早く10月17日に北海道（肉用鶏農場）で本病が確認されて以降、全国で14道県50事例発生し、約927万羽が殺処分の対象となっています（令和7年1月31日現在）。これは、過去最多の発生となった令和4年シーズンに匹敵するペースであり、周辺において死亡野鳥等から本病ウイルスが検出されていない地域でも発生が確認されています。既に全国どこで発生してもおかしくない状況となっており、最大限の警戒が必要となっています。野鳥においても97件（令和7年1月15日現在）と発生が続いており、環境中に本病ウイルスが存在するリスクが非常に高い事が想定されます。引き続き、本病の発生防止のため、嚴重な警戒をお願いします！

対策の基本は、飼養衛生管理の遵守徹底!!

(1)飼養衛生管理区域に出入りする人、車両等の防疫対策の徹底

- ①専用衣服及び長靴の設置及び着用を徹底
- ②ウイルス侵入防止対策については、従業員だけでなく、農場に出入りする事業者全てに徹底

(2)野鳥、野生動物等の侵入防止対策

- ①家きん舎の定期的点検により破損、隙間等の修繕をするとともに、除糞ベルトや集卵ベルト等の開口部にカバーやシャッターを設置する等、野生動物等の侵入防止を図る
- ②堆肥舎への防鳥ネットの設置、餌こぼれの片付け、家きんの死体や廃棄卵の適切な処理により野生動物等の誘引を防止

(3)農場の周辺環境におけるウイルスリスクの低減

- ①農場内や農場周辺のため池等の水場の水抜き、防鳥ネットや忌避テープの設置により野鳥を近づけない
- ②鶏舎周囲の片付け等、野生動物の接近や生息に適した環境をなくす
- ③野鳥等への安易な餌やりやそれに類する行為は中止



最新の情報は農林水産省HPをご確認ください。

豚熱について

豚熱は令和6年次、国内で5県6事例の発生がありました（令和7年1月23日現在）。本病については、現在、北海道を除く全都府県でワクチン接種による防疫対策が実施されています。また、今年の8月には青森県で初めて野生イノシシの豚熱感染が確認され、38都府県が感染確認地域となりました。

野生イノシシのいない北海道であっても、人・物・車両を介して本病が侵入する可能性があり、いつ発生してもおかしくない状況と言えます。

特に道外との往来車両の消毒の徹底、オガ粉等の豚舎内に持ち込む資材が道外の屋外で加工されたものでないことの確認等が必要です。

これらの状況から、引き続き本病の発生予防のため、飼養衛生管理基準の遵守継続と飼養豚の十分な観察をお願いします。

※豚熱ワクチン接種地域から豚や精液等の導入は制限されています。豚等を導入する場合は、必ず事前に導入元をご確認ください。

異状を発見したら直ちに通報しましょう (発熱、食欲不振、元気消失、うずくまり、便秘に続く下痢、呼吸障害等)

その他、こんな症状にも注意。

農林水産省HPより



結膜炎



耳翼や腹部等の紫斑



体調が悪い豚の重なり

アフリカ豚熱について

アフリカ豚熱については、2018年に中国で発生が確認されて以降、日本及び台湾を除くアジア全域に拡大しています。韓国においては、昨年、我が国との定期航路のあるフェリー埠頭の裏山において野生いのししの感染が連続して確認されており、**日本国内への本病ウイルスの侵入リスクが高まっているところです。**

これらの状況を踏まえ、海外から肉の入った食品を持ち込まない、野外に肉の入った食品を捨てない、中国、ベトナム等の発生国から帰国後1週間は家畜に近づかない等、実習生を含む農場の職員一同で共有をいただき、改めて本病の侵入防止対策を徹底しましょう。

令和6年度 根室振興局防疫演習実施報告

令和6年10月24日(木)、酪農試験場において、「令和6年度根室振興局海外悪性伝染病防疫演習」を実施しました。

畜産関係者46名が集まり、防疫衣の着脱の他、管内平飼い鶏舎での高病原性鳥インフルエンザの発生を想定した殺処分模擬訓練を行いました。



殺処分訓練

令和6年度家畜伝染病予防法第5条に基づく検査成績

病名	対象市町(地域)	対象家畜*	検査時期	検査頭羽群数	検査成績
牛のヨーネ病	根室市 (厚床)	乳用牛	4月 ～ 6月	40戸 2,528頭	患畜 12戸20頭
		肉用牛		7戸 141頭	全頭陰性
	別海町 (上春別)	乳用牛	6月 ～ 12月	63戸 7,329頭	患畜 2戸7頭
		肉用牛		7戸 296頭	全頭陰性
	中標津町 (計根別・養老牛)	乳用牛	6月 ～ 1月	84戸 6,739頭	患畜 2戸2頭
		肉用牛		16戸 246頭	全頭陰性
BSE (牛伝達性 海綿状脳症)	根室管内全域	全月齢 ①特定症状を呈する牛 ②起立不能等を呈する牛 ③BSE関連症状を呈する牛	通年	600頭	全頭陰性 [*]
腐蛆病	別海町	蜜蜂	8月	3戸 189群	全群陰性
ブルセラ症 及び結核 (ブルセラ症及 び結核の清浄性 維持サーベイラ ンス)	根室管内全域	<ul style="list-style-type: none"> • 輸入牛 • 種畜検査対象牛 (サーベイランス未受検牛 のみ*) • 流産した母牛* *ブルセラ症のみ	通年	2戸 2頭	全頭陰性 [*]

※令和6年12月末現在

定期報告書の提出について

家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者は、毎年2月1日時点の飼養状況を北海道知事へ報告することになっています。農協の組合員の方は農協あて、組合員外の方はお住まいの市町あて、期日までに提出をお願いします。

報告対象	報告期日
牛、豚、馬、めん羊、山羊 鹿 など	4月15日
鶏、あひる、うずら、だちょう など	6月15日

※家畜、ペット問わず報告が必要です。

令和6年次 監視伝染病の発生状況

	家畜種	病 名	北海道内※1		根室管内※2	
			戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数
家畜 伝染病 (法定伝染病)	牛	ヨーネ病	248	982	39	99
	めん羊	ヨーネ病	2	2		
	山羊	伝達性海綿状脳症	1	1		
	鶏	高病原性鳥インフルエンザ	2	3		
高病原性鳥インフルエンザ(疑似患畜)		2	64,218			
届出 伝染病	牛	牛ウイルス性下痢	17	38		
		牛ウイルス性下痢(疑症)	5	7		
		牛伝染性リンパ腫	227	663	4	5
		牛伝染性リンパ腫(疑症)	1	1		
		牛丘疹性口内炎	1	1		
		破傷風(疑症)	4	4	1	1
		サルモネラ症	51	205	17	45
		サルモネラ症(疑症)	1	1		
		ネオスポラ症	1	1		
		牛伝染性鼻気管炎	1	5		
	馬	馬鼻肺炎	16	25		
	豚	豚丹毒	7	11		
		豚流行性下痢(疑症)	1	2		
	鶏	鶏伝染性気管支炎	2	13		
	蜜蜂	バロア症	28	897		
		チョーク病	24	447		

※1 令和6年11月末現在 ※2 令和6年12月末現在

家畜保健衛生総合検討会が開催されました

令和6年10月9～10日、札幌市男女共同参画センターにおいて、令和6年度家畜保健衛生総合検討会が開催され、当所からは「根室管内で分離された牛由来*Salmonella* Typhimuriumの分子疫学的解析と薬剤耐性について」の演題を発表しました。

管内における牛のサルモネラ症の発生は近年増加しており、令和4、5年は過去最多の発生数となったことから、令和1～5年に管内で分離された*Salmonella* Typhimuriumを中心に調査を実施しました。その結果、令和4年頃に管内に新たな菌株の侵入があったこと、第二次選択薬の薬剤耐性率が上昇していることが判明しました。この結果から、今後も抗菌剤の慎重使用を呼びかけ、サルモネラの遺伝子型や薬剤耐性の動向を注視し、調査を継続していく必要があると考えます。本発表に際し、御協力いただいた皆様、ありがとうございました。

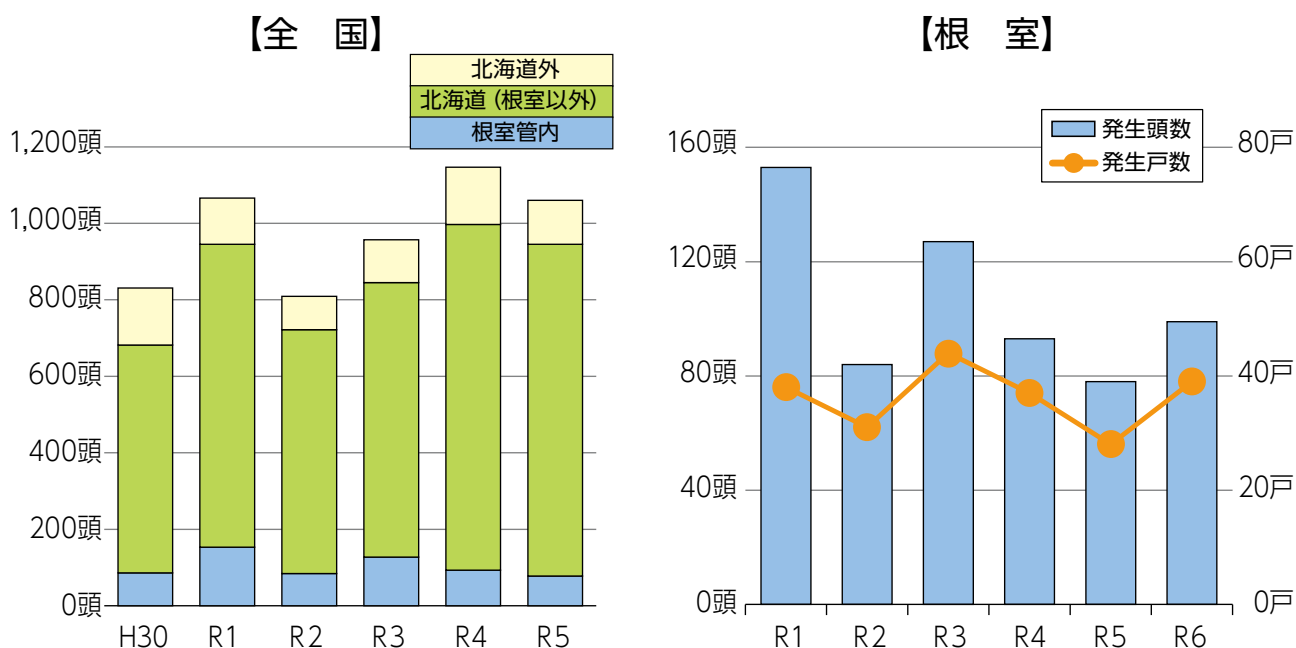
ヨーネ病について

ヨーネ病は牛をはじめとした反芻動物の伝染病です。原因となるヨーネ菌は口から体内に侵入後、腸管の細胞で増殖し、長い潜伏期間を経て慢性の下痢、削瘦、乳量低下を引き起こし、発症牛は最終的に死に至ります。

令和6年次、根室管内では17戸の新規発生がありました。

感染防止対策としては、飼槽や水槽等の飼養環境の清掃、消毒を継続して実施することが重要です。ヨーネ菌は消毒薬に対して抵抗性が高いため、有効な消毒薬（消石灰、塩素剤等）を使用してください。特に若齢牛はヨーネ病に感染しやすいため、カーフハッチや哺育牛舎の衛生管理を徹底する必要があります。

ヨーネ病の発生状況（左図：全国、右図：根室管内）



移動等に伴う健康家畜の検査について

サルモネラ症

ヨーネ病

馬パラチフス

牛ウイルス性下痢

牛伝染性リンパ腫

【検査依頼時の注意事項】

- 結果判明までに時間がかかります。特に血液検査は2週間以上の余裕を持って、検体を搬入してください。
- 検査の依頼者（依頼者名・住所・連絡先・結果送付先等）及び検査個体（個体識別番号・名号・品種・性別・生年月日等）について、正確な情報を記載してください。

※馬は血統登録書の写しを添付してください。
無登録の場合は、毛色や特徴をお知らせ下さい。



お忘れなく!



ランピースキン病について

国内で、令和6年11月6日に発生が確認されて以降、福岡県の19農場、熊本県の3農場で229頭の本病の発生が確認されています（令和7年1月17日時点）。

●ランピースキン病とは

ランピースキン病ウイルスによる牛の伝染病です。主に、蚊、ハエ、ダニなどの媒介による機械的伝播や、感染した牛の移動により感染が拡大します。

感染した牛は、全身の皮膚の結節や水腫、発熱、泌乳量の減少などの症状を呈し、生産性に影響を及ぼします。

●ランピースキン病を疑う症状

発熱、鼻汁、皮膚の結節、泌乳量の低下、リンパ節の腫大

このような疑わしい症状を見つけたら、直ちに獣医師又は家畜保健衛生所へ連絡をお願いします。



結節（全身性）



結節



鼻汁



皮膚病変

写真：農林水産省HPより

●発生時の対応

【生乳の出荷自粛(発症牛等)】、【発生農場からの牛の移動自粛】、【ワクチン接種(発症を予防するためのワクチンがあります。)]

●ランピースキン病の侵入・まん延防止対策

【健康観察】 早期発見・早期連絡が重要です。疑わしい牛は隔離し、牛の導入・出荷・移動時は、より健康観察の徹底をお願いします。

【害虫の駆除】 殺虫剤の散布とともに、粘着シート等も活用してください。

車両に侵入したサシバエ等がまん延リスクになるとの指摘もあります。

主に機械的伝播で感染が拡大しますが、車両や人がウイルスを運ぶ可能性もあるので、注意してください。

【清掃・消毒】 衛生管理区域内の整理整頓の徹底と、飼養管理に使用する器具や畜舎の清掃、消毒を実施してください。

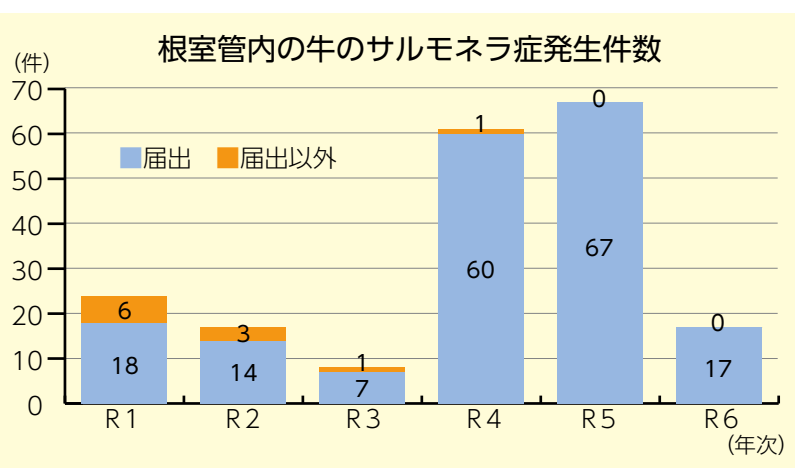
本病ウイルスはエタノール、次亜塩素酸ナトリウム、逆性石けん等、多くの消毒薬に感受性があります。

サルモネラ症の発生状況について

令和4年・令和5年に発生が激増したサルモネラ症ですが、**令和6年も牛で17件（令和6年12月末現在）**の発生がありました。

昨年と比較すると発生は減りましたが、今後も油断は禁物です。

今一度、飼養衛生管理を見直して、サルモネラ症の発生を防ぎましょう！



◎対策

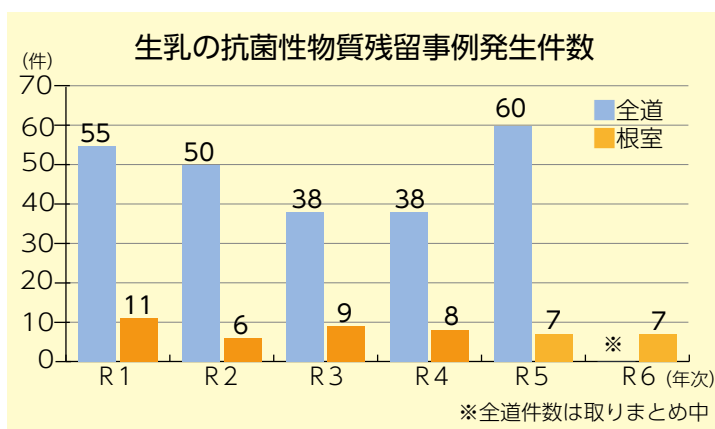
- 農場への侵入防止：農場の出入口の石灰帯、消毒槽、野生動物対策
- 農場内でのまん延防止：牛舎（特に飼槽・水槽）の清掃・消毒、牛舎ごとの長靴交換
- 発症牛の早期発見・隔離：異状牛を発見した際は速やかに獣医師へ連絡

抗菌性物質残留事故発生状況について

今年度、根室管内では生乳における抗菌性物質残留事故が**7件**発生しています。（令和6年12月末現在）

主な発生原因

- マーキングをしていない又は見落としによる**誤搾乳**
- 治療対象ではない牛への**誤投薬（残余薬の使用）**
- ロボット（PC）への**入力・情報伝達ミス**



残留を防止するために



動物用医薬品は獣医師の指示どおり使用！



投与前の個体の確認（耳標・ネック番号など）を徹底！

2つ以上（スプレー・バンドなど）の方法でマーキングを徹底！



搾乳ロボットのPC入力は、指示書等を手元に置き正確に入力！作業者間での情報伝達も正確に！

死亡牛の牛伝達性海綿状脳症(BSE)検査について

対象牛

令和6年4月、国際基準の見直しに伴って国内の死亡牛のBSE検査の対象牛が変更され、「規定月齢以上の全ての牛」又は「一定の基準の症状・疾患の牛」が対象だったところ、月齢に関わらず「一定の基準の症状・疾患の牛」のみが対象とされました。



検査対象確認フローチャート等（根室家畜保健衛生所HP）
<https://www.nemuro.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/181433.html>

実施状況

令和6年、引き続き根室、釧路、日高、一部胆振管内の死亡牛についてBSE検査を実施し、全頭陰性を確認しています。

	R6.4～12採材分	(参考) R5.4～12採材分
規定月齢以上の牛	該当なし	1,374 頭
一定の基準の 症状・疾患の牛	577 頭	1,196 頭
計	577 頭*	2,570 頭

*この他、R6.3以前に死亡した23頭について旧基準に基づき採材

おねがいします

当検査の円滑・確実な実施にあたりまして、関係の皆様におかれましては、死亡牛の早期搬出・関係書面の正確な記入等、引き続き御協力をいただきますよう改めてお願い申し上げます。

死亡獣畜処理指示書を発行する獣医師の皆様

- BSE検査の要否の欄の記入（ / ）を忘れずお願いします。
- また、BSE検査要の場合、農場の方にその旨お声がけをお願いします。

牛を飼養する農場の皆様

- BSE検査対象牛の回収を依頼する場合、「検査対象牛であること」を、事前に回収業者にお伝えください。



北海道根室家畜保健衛生所

〒086-0214
 野付郡別海町別海緑町69番地
 TEL:0153-75-2439
 FAX:0153-75-2737

北海道根室家畜保健衛生所BSE検査室

〒086-1135
 標津郡中標津町旭ヶ丘9番地4
 TEL:0153-72-6131
 FAX:0153-79-2145

緊急専用(土日祝日対応) : 0153-24-0254

(口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザなどを疑う場合のみ)

<https://www.nemuro.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/>

